

## 補助金受給の手続き（窓口提出）

3ページの注意事項をご確認のうえ、必要書類を窓口にて提出してください。  
窓口提出の場合は様式、補助金等交付請求書の作成が必要です。

	必要書類	注意事項	✓
共通	交付申請書兼実績報告書 （様式第1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付申請書兼実績報告書に押印する場合、シャチハタ印は不可です。また、様式の記載内容を訂正するには訂正印が必要です。</li> <li>申請者が法人で氏名を代表者が手書きしない場合は、印影が「会社名かつ代表取締役之印」の印鑑を押してください。そのほかの印影は市公式ウェブサイトをご確認ください。</li> <li>記入日、金額、申請者氏名の訂正は不可のため、訂正がある場合はすべて書き直しとなります。</li> </ul>	
	補助対象車両の自動車 検査証記録事項の写し ※超小型EV申請者を除く	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象車両が新規登録であり、記載されている使用者氏名が申請者名と一致するか確認します。また、使用の本拠の位置として安城市内が記載されているか確認します。</li> <li>補助金の申請前にナンバーが変更になった場合は、変更後の自動車検査証記録事項を添付してください。</li> </ul>	
	誓約書（様式第3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>日付と申請者氏名の訂正は不可のため、訂正がある場合はすべて作成し直しとなりますのでご注意ください。</li> </ul>	
	補助金等交付請求書	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金の受取人の口座名義は、申請者本人である必要があります。</li> <li>金額の訂正はできません。</li> </ul>	
	振込先が確認できる通帳 等の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が確認できるものを添付してください。</li> </ul>	
購入	領収書・契約書等の写し	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車両本体の購入経費の全額が確認できる領収書・契約書等の写しを添付してください。</li> <li>お客様控と区別がある場合はお客様控が必要です。</li> </ul> <p><b>【領収書の写し】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者名義の領収書等の写しを添付してください。</li> </ul> <p><b>【補助対象経費の支払いに係る契約書等の写し】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約日、購入者名、車両本体価格、車台番号を確認します。</li> <li>契約書がない場合は、契約の申込みが確認できる書類と契約を締結したことが確認できる書類（契約日が確認できる書類等）を添付してください。</li> <li>現金や銀行振込などでも支払いを行っている場合は、領収書の写しを添付してください。</li> </ul>	
	納品請求書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入者名、車両本体価格、車台番号を確認します。</li> <li>領収書等に上記の内容が記載されている場合は提出不要です。</li> </ul>	
リース	リース契約した事実が 確認できる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約日、契約者名、リース料、リース期間、車台番号、事業者名を確認します。</li> <li>お客様控と区別がある場合はお客様控が必要です。</li> </ul>	
	リース車両明細書 （様式第2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>リース事業者が作成してください。</li> <li>作成にあたっては、記入例をご確認ください。</li> </ul>	

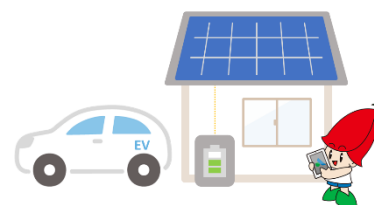
	必要書類	注意事項	✓
超小型 の 車	標識交付証明書の写し	・記載されている使用者氏名が申請者氏名と一致するか確認します。	
	保証登録証の写し	・二次保証の場合は、補助対象外となります。 ・お客様控と区別がある場合はお客様控が必要です。	
市外 の 法人	市内に事業所等を有することが確認できる書類	・申請者が市外の事業者で、自動車検査証の使用の本拠の位置（超小型電気自動車の場合は、標識交付証明書の主たる定置場）に記載された住所が申請者を確認する書類に明記されていない場合は、市内に事業所等を有することが確認できる書類を添付してください。	
個人 の 事業者	収支内訳書	・直近年の確定申告で使用したものを添付してください。	

## 交付決定

受付後、申請者へ交付決定通知書を送付します。（2週間程度）

## 補助金交付

受付後、指定口座に振込みをします。（1か月程度）  
※ 振込みに際して市から申請者に通知はありません。



## よくある質問

- Q. 補助対象の車種（メーカーや型式など）は決まっていますか。  
A. 指定はありません。  
補助対象者であり、3ページの対象車両に該当していれば申請できます。
- Q. 自動車検査証の新車登録に係る申請期限（登録から90日以内など）はありますか。  
A. ありません。  
予算がなくなり次第、受付を終了するため、早めの申請をおすすめします。
- Q. 予算残額は市公式ウェブサイトに掲載されていますか。  
A. 市公式ウェブサイトではお知らせしていません。  
開庁時間内に環境都市推進課（0566-71-2280）へお問い合わせください。  
なお、予算がなくなり、申請期間よりも早く受付を終了した場合は、市公式ウェブサイトでお知らせします。
- Q. 補助金交付後に次世代自動車を3年以上使用できなくなった場合は、どうしたらよいですか。  
A. 次世代自動車を譲渡、貸与、廃棄等をする前に速やかに環境都市推進課へお問い合わせください。

## 対象車両と補助金額

区分	定義	補助金額
燃料電池自動車 (FCV)	搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪以上の自動車で、自動車検査証に燃料電池自動車である旨が記載されているものをいう。	300,000円
プラグインハイブリッド自動車 (PHV)	外部電源からの充電を可能とした内燃機関及びエネルギー回生機能を有する四輪以上の自動車で、自動車検査証にプラグインハイブリッド自動車である旨が記載されているものをいう。	50,000円
電気自動車 (EV)	搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪以上の自動車で、内燃機関を有さないものをいう。ただし、超小型電気自動車を除く。	50,000円
超小型電気自動車	搭載された電池によって駆動される定格出力が0.25kWを超え0.6kW以下の電動機を原動機とする四輪以上の車両で、内燃機関を有さないものをいい、標識交付証明書にミニカーと記載されているものをいう。	50,000円

## 注意事項

- 申請方法はあいち電子申請と窓口の2種類ありますが、どちらか1つの方法で申請してください。
- 申請書類の提出時に、個人の場合は住民票及び滞納状況の確認、法人の場合は滞納状況の確認を行います。
- 提出日前1週間以内に市税を納付（口座振替含む）された場合は、納付が確認できるもの（領収書・通帳）を添付してください。
- 訂正や不備書類の提出なども含め、期間内に申請を完了してください。
- 補助金の交付後でも、交付決定を取り消した場合は補助金の返還をしていただきます。

### あいち電子申請で申請する場合

- 様式第1、様式第3、補助金等交付請求書の作成は必要ありません。様式第1、様式第3、補助金等交付請求書に記入する内容を申請フォームに直接ご入力ください。
- 令和8年度より必要書類に併せて、申請者を確認する書類の添付が必要です。詳細は4ページをご確認ください。
- 申請フォームのURLは市公式ウェブサイトに掲載しています。

# 補助金受給までの手続き

申請者

## 1 交付申請

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)にあいち電子申請または窓口にて提出してください。

## 2 交付請求

申請者へ交付決定通知が送付される  
(交付申請から2週間程度)

## 3 交付決定

申請を取下げの場合は取下届出書を持参

申請者へ取消通知書が送付される

指定口座に振込み  
(交付申請から1か月程度)

## 4 補助金交付

安城市

環境都市推進課（北庁舎2階）

- 各種様式のデータは市公式ウェブサイトに掲載しています。  
(ホーム>生活・サービス>お得な制度>次世代自動車購入費等補助金制度)
- 書類作成にあたっては、記入例をご確認ください。
- 書類に不備があり、補正されない場合は、補助金を交付することができません。